

佐賀県告示第 235 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

令和 6 年 11 月 8 日

佐賀県知事 山口祥義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

嬉野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び嬉野市農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）